

## ≪ 介護職員等特定処遇改善加算について ≫

当法人における「介護職員等特定処遇改善加算」の対応は以下の通りです。

### 1.取得している加算の種別について

- (1) 介護老人保健施設きさか
  - ① 老人保険施設・・・特定加算 (I)  
短期入所療養介護・・・特定加算 (I)
  - ② 通所リハビリテーション・・・特定加算 (I)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護きさか
  - ・看護小規模多機能型居宅介護・・・特定加算 (II)

### 2.職場環境等要件について

- (1) 資質の向上
  - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引・認知症ケア・サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。  
(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減させるための代替職員確保を含む)
- (2) 労働環境・処遇の改善
  - ・新人介護職員の早期離職防止の為のエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入。
  - ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入。
  - ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備。
  - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
  - ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備。
- (3) その他
  - ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
  - ・非正規職員から正職員への転換
  - ・職員の増員による業務負担の軽減